

第5期 中野区障害者自立支援協議会議事要録

部会名	自立支援協議会（全体会）		回数	第4回
日時	2017年1月24日（火）	13時30分～15時30分		
会場	中野区役所7階 第8会議室			
検討内容				
◆会長あいさつ				
1月13日に3部会合同セミナー「はじめの一步～地域でともに考える～」が開催された。民生児童委員、町会の方、障害福祉関係者、当事者を含め60名を超える参加があった。差別解消と障害者の人権問題についての講演は、身近な実例を挙げた内容で理解しやすかった。				
1 委員の変更について				
◆委員の変更について				
・中野区民生児童委員協議会委員の改選に伴い高山委員が辞任され、後任として大浦厚子氏が委員となった。 (新委員あいさつ)				
2 相談支援機関会議報告				
◆第30回（9月28日開催）事例総数23件				
ALS等難病患者が退院後、医療ケアが必要となる場合、医療機関と福祉系サービス事業者の情報交換が必要となる。2月6日に医療的ケアの必要な方の支援について、相談支援専門員等を対象に研修を開催する予定である。				
10月7日にレスパイト事業について、特別支援学校の在籍者を対象とし、各事業所から事業内容説明する機会をもった。				
◆第31回（10月26日開催）事例総数26件				
事業所や本人からサービス等利用計画、計画相談の書式やセルフプランの書類が提出されなかったり、本人が不在等で同意を得られないまま支給を決定するケースが増えている。（中野区のサービス利用計画作成率は東京都の平均並みである。）				
障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行の際、介護度や報酬単価の関係でサービスの回数が減少する事例がある。この場合、障害福祉サービスで引き続き上乗せサービスを提供することも可能だと介護支援専門員に情報提供していく必要がある。				
地域定着支援の対象について、家族が同居する場合でも家族の障害、疾病により緊急時に支援が見込めない時に地域定着支援の対象となることを確認した。				
◆第32回（11月30日開催）事例総数27件				
生活保護費を受給していた方が、退院を目前にして多額の資産があることが判明した。その場合、権利擁護事業等のサービスを受けることができず、金銭管理が困難になる。				
また、例えば就労移行支援事業所の様に、地域生活支援拠点が今後整備され、相談支援機関と連携する際の課題を検討した。				
◆相談支援機関会議課題抽出シートより				
「緊急時の相談支援体制と地域生活を支える地域生活支援拠点や相談支援機関の機能と連携について」を抽出課題とした。				
精神病院に長期入院されていて、肺がんと診断された方の退院後の支援について、平成30年度から				

(様式1)

自立生活援助の新しいサービスが始まるが、それまでは計画相談と地域生活支援を行う事業所で生活を支える必要がある。当事例では緊急時に対応できる体制の確立が課題である。

解決に向けて、緊急時の受け入れ体制として短期入所を想定しているが、その利用調整を行うコーディネーターと相談支援機関がどのように連携していくのか検討する必要がある。また緊急対応のニーズの頻度も関係機関が情報共有をして把握しておく必要がある。

《意見交換概要》

- ・放課後等児童デイでナイトケアを実施している事業所は何時ころまで開所しているのか。
→平日は17時から19時までの事業所が多い。
- ・高齢のGHの入居者の金銭管理はどうしているのか。
→特に遠方のGHは個々の規定により管理料を受け取り、GHが生活費等を支払っている施設が多い。
→保護者不在で資産の多い方は成年後見人をつけてもらっている。
- ・GHで精神障害等の影響で他の入居者に攻撃的な態度をとる方がいた場合、対応はどうか。
→他の入所施設への入所や精神病院への入院を勧めることが多い。
→高次脳機能障害で他害行動のある方については一人暮らしでヘルパーを利用することについても話し合った。
→精神障害の方が完全に落ち着く前に地域に戻って生活ができる様に、地域でサポートしていく体制がとれるかが課題である。
→医療との連携というより医療的ケアが実施できる事業所を作ることが求められている。

3 相談支援部会報告

◆発達障害の学習会について

「学校と地域の連携について」というテーマで前半は、発達障害の方がどのように感じているのか疑似体験を行った。後半は特別教育コーディネーターの役割、東京都や中野区の取組みについての講演があった。

《意見交換概要》

- ・様々な立場の方が出席していて、学習会であると同時に情報交換の場として捉えることができた。
- ・本人の強みを発揮できるような教育、支援が大切と感じた。

4 地域生活支援部会報告

◆活動報告について

12月12日に大家さん向けセミナーを開催した。今回は不動産関係の方の参加が7名あった。また、2年ほど前に本セミナーに参加した大家さんの所有物件でグループホーム（以下GHと表記する）が立ち上がり、成果の第1号といえる。

今年度は、一人暮らしの方の居住サポート事業の事例検討を部会で行い、3月に世話人さん情報交換会を開催する予定である。

5 就労支援部会報告

◆特別支援学校・障害者就労支援施設等連携事業について

就労継続支援B型事業所から一般就労に主眼をおいた特別支援学校と障害者就労支援施設等の連携事業を10月1日に開始した。特別支援学校に在籍し、卒業後福祉的就労を希望している生徒に対して、

(様式1)

在学中、卒業後を通じて切れ目のない就労支援を行う。既にB型事業所の通所者の一般就労希望等をアンケートで確認し、来年度以降、一般就労に向けた支援ができるよう取組む。

《意見交換概要》

・区では特別支援学校在学中に卒業後の対策として入所調整会議は行っているのか。B型から一般就労へ移行を希望する方の把握はしているのか。

→入所調整会議は行っている。また、把握していないわけではなく、B型から一般就労する方への支援の強化をすることを目的とした。既存事業の拡充事業として実施されることになる。

◆3部会合同セミナー開催時のパネル展示について

9事業所が参加し、会場内でパネル展示を行った。民生児童委員や町会の方々にも各事業所を紹介することができた。

◆共同受注促進事業について

11月15日開催の部会では、共同受注促進事業の受注額は年々増えているが、受注の3割ほどが区外の事業所の作業となっている。これに対し、作業の量よりも質に重点をおき工賃の高いものを受注し、作業内容も精査する必要があることを確認した。また、検査、確認の徹底を図り共通の認識を持つとともに職員のスキルアップを図る勉強会を検討していく。

《意見交換概要》

・共同受注の作業が区外に3割も出ているのはもったいない。

→作業を各事業所に分散して行わず、1ヶ所に集まって集中して作業できる場所があると良い。

→会場の確保は難しい。各事業所から同行する支援員の調整も難しいのではないかな。

6 居宅系事業者連絡会報告

◆精神障害の方への接し方に関する研修会について

1月19日に開催、20事業所30名の参加があった。

精神障害の方はコミュニケーションの取り方が難しく、どのように接して良いのか悩んでいるという事業所が多い。

一人一人特性があるが、その方を理解することから始めないと良いサービスにならない。専門の事業所の方と連携することは大切である。

居宅系の事業所を対象に3月に情報交換会を開催する予定である。

《意見交換概要》

・精神障害の方の利用実績が伸びていて活動の場が不足しがちな現状で、接し方も含めてどのように支援の体制を確立するのか、地域の大きなテーマになっている。

・普段通所している作業所の中でも、精神障害の方の支援に入ると無理難題といえるような要望を受けるヘルパーがいる。時間がないこともあり、どうしてもヘルパーの方で謝ってしまう。

→せせらぎでは非がなければ謝ることはせず、丁寧に説明をしている。

→まず服薬をしっかりともらった上で、ヘルパーとしてできることできないことを明確に伝えた方が良い。

→精神障害の方は服薬をしたくないという意向のある場合がよくあるが、支援の基本に服薬がある。服薬管理が正確に行われていると利用者の精神状態も安定する。ヘルパーの支援により状態が良くなった方も多い。是非、精神障害の方の力強い支援者になっていただきたい。

→人間関係は信頼のもとに築かれる。信頼関係をもつのは難しいことではあるが支援者の受入れ方、ス

(様式1)

キル、専門性が求められる。

7 施設系事業者連絡会報告

◆困難事例の検討について

生活介護事業所利用者の障害と医療的ケア双方の重篤化により通所できず、日中活動に参加できなくなったケース及び就労支援事業所において精神障害の方へ適切な支援が提供できていると思われていたが、徐々に日中活動に参加できなくなったケースを取り上げた。

関係機関との連携、共通認識をもち複数で話し合うことが大切である。

《意見交換概要》

- ・家族の入院等により急きょ短期入所を利用しようとしても施設が少ない。
→発達障害の方を対象としたGHに短期入所が2床ある。中野5丁目の施設にも短期入所と緊急一時を設置する予定である。区としても、GH等の設立時に短期入所を併設するように協力を求めているが、短期入所は採算が取りにくいという状況がある。
- ・家族依存の福祉は日本の特徴である。地域で支える仕組みが不足している。GHに空室がある場合、利用できないのか
→GHの空室利用の短期入所はすでに制度化されている。ただ、GHにも空室がほとんどないのが現状である。

◆ストレスマネジメントの研修会について

1月23日にストレスマネジメント「福祉職場で起きやすいストレスとその対処」をテーマとして研修会を開催した。社会福祉の仕事は業務遂行に自己の感情を管理することが要求される賃金と引き換えられるべき感情労働である。共感疲労や援助職症候群に陥りやすいリスクを抱えながら仕事をしているという話があった。疲労やストレスを軽減する為のリラクセーションとして呼吸法等セルフケアの紹介があった。

一人で悩まないで、同じ支援員の仲間に相談して組織的に共有することが大切である。

8 報告事項

◆障害者差別に係る事例の共有の実施について

障害者差別解消法において支援地域協議会を設置できるとしている。協議会では障害者からの相談や事例を共有するために議論することができる。1月19日に最後の会議が行われたユニバーサルデザイン審議会の中でも事例収集につき意見があり、都でも差別解消条例の制定の動きがある。そうした中、様々な立場の方が構成員となっている自立支援協議会での事例の共有を提案する。

(目的、事例の共有方法、事例の記載方法等について事務局より説明あり。)

当事者・家族団体より推薦された委員と法人・事業所より推薦された委員では報告様式が異なる。

《意見交換概要》

- ・合理的配慮の事例は元々提供していたものも該当するのか。
→既にあるものではなく、求めがあった結果、配慮したものを載せるということである。
- ・どのくらい前の事例を報告するのか。
→障害者差別解消法の改正後を想定している。
- ・不当な差別の事例と合理的配慮の事例は連動しなくてよいのか。
→差別があったこと配慮を求めた結果がつながることはあるが、連動はしなくて構わない。

(様式1)

・事業所の判断により過重な負担となったり、普通の配慮となったりする場合今回の資料を基に検討するのか。共有するだけに留めるのか。

→事業所もそれぞれ状況が違い、基準を作るのは難しい。他の事業所の取り組みを参考に改善している様に情報を共有することが目的である。

・3部会合同セミナーで事例が紹介されていたが、費用がかかる施設の改修をする物理的な配慮でなく、施設の職員が適切な対応をすることにより心理的な合理的配慮を組織的に行うことも大切である。

備考

次回日程 3月8日(水) 13:30～ 中野区役所7階 第10会議室